

厚木市融資制度特定金融機関（金融機関コード順）

厚木市中小企業融資制度の融資に関する相談及びお申し込みについては、直接下記の特定金融機関へお願いいたします。

金融機関名	支店名
みずほ銀行	厚木支店
三菱UFJ銀行	本厚木支店・厚木支店
三井住友銀行	厚木支店
りそな銀行	厚木支店・海老名支店・伊勢原支店
群馬銀行	相模原支店
横浜銀行	愛川支店・厚木支店・緑ヶ丘支店・森の里支店・愛甲石田支店
山梨中央銀行	相模原支店
静岡銀行	厚木支店
スルガ銀行	厚木支店・厚木蔦尾支店
神奈川銀行	相模台支店・平塚支店
静岡中央銀行	厚木支店・平塚支店・綾瀬支店・善行支店・座間支店・番田支店
きらぼし銀行	海老名支店・厚木支店
平塚信用金庫	厚木支店・妻田支店・愛甲石田支店・荻野支店
中栄信用金庫	愛甲石田支店・伊勢原支店・本店営業部・渋沢支店・東海大学駅前支店・南支店・鶴巻駅前支店・曲松支店・秦野駅前支店・鶴巻中央支店・伊勢原南口支店・金目支店・平塚支店・旭支店・岡崎支店・開成支店
中南信用金庫	厚木南支店・林支店・高森支店
城南信用金庫	厚木支店
商工組合中央金庫	横浜西口支店（相模原営業所を含む）
相愛信用組合	本店・半原支店

【厚木市中小企業融資制度における注意点】

- ＊ 融資制度及び各種助成の内容については、経済状況により年度途中でも変更する場合があります。
- ＊ 特定金融機関が必要と認めたときは、信用保証、担保又は保証人を徴することがあります。
- ＊ 融資の申込については、すべて特定金融機関でお願いいたします。なお、融資の際には、事前に特定金融機関の審査があります。
- ＊ 厚木市では、融資のお手続きはできません。また、金融機関に対する融資の斡旋も行っておりません。

厚木市融資制度に関する問い合わせ

厚木市産業振興部産業振興課（第二庁舎 8 階）

〒243-8511 厚木市中町 3－1 7－1 7

電話 046-225-2830（直通） F A X 046-223-7875

※融資の申し込み及び相談については、特定金融機関へお願いいたします。

厚木市
中小企業融資のしおり

（平成 30 年 5 月 1 日現在）

厚木市中小企業融資制度とは、市内中小企業の経営の安定と振興を図るため、市と特定金融機関が協調して行う融資制度です。

この制度は、市が特定金融機関に対して一定の資金を預けることにより、市が定めた条件に基づき、特定金融機関が低利で融資を行います。

また、市内中小企業者が厚木市中小企業融資制度を利用することにより、利子補給制度や信用保証料補助制度の対象となり、融資に係る経費が低く抑えられます。

なお、厚木市中小企業融資制度のお申し込みについては、特定金融機関の窓口でお願いいたします。（※融資の際は、金融機関及び信用保証協会の審査があります。）

厚木市中小企業融資制度の申込資格

＊ 次の 1～4 全てに該当する方が、厚木市中小企業融資制度を利用することができます。

1. 資本金の額（出資総額）又は常時使用する従業員の数が、次のいずれかに該当する。
- | 区分 | 資本金（出資額） | 従業員数 |
|---------------------|------------|---------|
| 製造業、その他の業種 | 3 億円以下 | 300 人以下 |
| 卸売業 | 1 億円以下 | 100 人以下 |
| サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |
| 小売業 | 5,000 万円以下 | 50 人以下 |
| ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く） | 3 億円以下 | 900 人以下 |
| ソフトウェア業、情報処理サービス業 | 3 億円以下 | 300 人以下 |
| 旅館業 | 5,000 万円以下 | 200 人以下 |
| 医療法人 | — | 300 人以下 |
2. 市内の中小企業者又は協同組合等で、市内において 1 年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては市内に 1 年以上住所を有すること。
3. 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する特定事業（神奈川県信用保証協会の保証対象外業種を除く。）を営む中小企業者又は協同組合等であること。
4. ただし、次のいずれかに該当する方は、この制度を利用することができません。
- （1）市税を完納していない方
 - （2）返済能力が無いと認められる方
 - （3）市中小企業融資制度を不正に利用した方
 - （4）金融機関から取引停止処分を受けている方
 - （5）神奈川県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方
 - （6）行政庁の許認可を必要とする事業を営む方で、その許認可等を得ていない方

【融資の際の必要書類】

①融資申込書（特定金融機関にあります。）、②財務書類（確定申告書等）、③市税納税証明書、④法人登記事項証明書（法人の場合）、⑤住民票の写し（個人の場合）、⑥見積書（設備資金の場合）、⑦売上高又は売上総利益の減少を証明する書類〔月別損益計算書等〕（景気対策資金の場合）、⑧中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の規定により市長の認定を受けていることを証明する書類（景気対策資金（別枠）の場合）